

2025

令和7年

3

協会けんぽ

職場内で
ご覧ください

ふくおかだより

令和7年度 健康診断のご案内

協会けんぽでは、被保険者の皆さまとご家族の方を対象としたお得な健診を行っています。

被保険者(ご本人)の健診

生活習慣病予防健診 35歳～74歳の方が対象

3月中旬に事業所様宛に
ご案内を発送!

自己負担額 最高5,282円で…

労働安全衛生法に基づく
定期健診項目胃がん検査
大腸がん検査など★詳しくはこちらの冊子
をご覧ください

が受けられるお得な健診です!

さらに!

40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方は付加健診を受けられます!! 付加健診とは
(単独受診不可)一般健診に加えて検査項目を増やし、
病気の早期発見や生活習慣の改善に役立てるための健診です。自己負担額
最高2,689円ご予約は、受診を希望する健診機関へお電話を!
※協会けんぽへの申込手続きは不要です。

健診機関一覧はLINEですぐにチェックすることができます▶

※協会けんぽ
ホームページからも
ご確認いただけます

被扶養者(ご家族)の健診

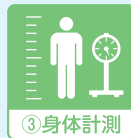
特定健診 40歳～74歳の方が対象

4月上旬にご自宅に
受診券(セット券)をお届け!

①問診



②診察等



③身体計測



④血圧測定



⑤尿検査

⑥血液検査
(血中脂質・肝機能・血糖)

さまざまな病気の兆候が発見できる健診です!

特定健診を受けて、病気の早期発見につなげましょう!

ご予約は、①ご自宅に受診券(セット券)が届いてから、
②受診を希望する健診機関へお電話を!

健診機関一覧はLINEですぐにチェックすることができます▶

※協会けんぽ
ホームページからも
ご確認いただけます! 特定健診とがん検診を1日で同時に受診できる「コラボ健診」もごぞいます。

受診方法は4月上旬にお届けする冊子を確認!

★コラボ健診の受診方法は「福岡支部LINE公式アカウント」でも配信!
予約忘れ防止にぜひご登録を!

LINEの登録方法・配信内容は裏面へ

退職後の健康保険ってどうしたらいいの??



74歳までの被保険者が退職などで健康保険の資格を喪失した場合は、ご自身で

①加入する健康保険を選択 ②加入手続きをする 必要があります。

保険の種類	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村役場	ご家族のお勤め先等
保険料	在職時の約2倍(上限あり) ※お住まいの都道府県により異なります	前年の所得や 家族構成等で決定 ※退職理由によって、保険料が 減免される場合があります	負担なし
加入条件	下をご確認ください	お住まいの市区町村役場 (国民健康保険担当課)に お問い合わせください	収入等の条件あり ※詳しくは、ご家族様の勤務先等に お問い合わせください



- ・退職日までに被保険者期間が継続して**2ヵ月以上**あること
- ・退職日の翌日から**20日以内(必着)**に申請すること

※加入期間は退職日の翌日から最長で**2年間**です!!



在職時の保険証・
資格確認書は
事業所様へ
ご返却ください!

**任意継続の資格がなくなる
(資格喪失)のは主にどんな時?**

- ①就職等により新たに健康保険の被保険者資格を取得した時
- ②保険料を納付期限までに納付しなかった時
- ③資格喪失希望の旨を協会けんぽに申し出た時

みんなで一緒にお友達に!!

福岡支部がLINE公式
アカウントを始めました

お友達登録をしてくださった皆さまに、様々なお役立ち情報をタイムリーにお届けします!



負傷原因を照会しています

協会けんぽでは、負傷(ケガ)で医療機関を受診した場合、その原因が「労災(業務上災害・通勤災害)ではないか」「第三者による行為(交通事故等)によるものではないか」等を確認するために「負傷原因照会」を被保険者宛てにお送りしています。回答内容により、健康保険が使用できない場合や、別途書類の提出が必要になる場合があります。照会文書が届きましたら、速やかなご提出をお願いします

※ご提出がない場合、定期的に照会させていただきます。

